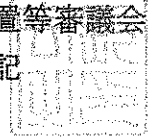




令和 4 年 8 月 2 6 日

鴻巣市教育委員会
教育長 望月 栄 様

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会
会 長 石 崎 一 記



市内小・中学校の将来における適正規模及び適正配置について（答申）

本審議会は、令和 4 年 3 月 9 日付鴻教総第 9 0 3 号で諮問を受けた標記の件について、慎重に審議を行い、下記によることが妥当であるとの結論に達しましたので答申します。

記

1 審議結果

減少傾向にある児童生徒数を踏まえると、多様な学習活動や集団活動の展開、施設の老朽化における集中的な投資、さらには教職員の配置を含めた学校運営など、様々な課題への対応が必要です。

また、小学校から中学校へ連続した接続となるよう検討するとともに、小中一貫教育については、これまでの成果の向上を図るため、取組を推進していく必要があります。

一方で、保護者の不安や地域のまとまりへの影響等、懸念される事項も多くある中で、慎重さも求められます。

このことから、別紙「市内小・中学校の適正規模及び適正配置計画」を尊重しつつ、取組の進捗状況や地域の実情を踏まえた柔軟な対応と、何よりも将来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を整えることを第一に取り組んでいくことを望みます。

なお、計画を進めるにあたり、以下の意見を付します。

2 付帯意見

- (1) 常光小学校と鴻巣中央小学校との再編に関しては、教育委員会において具体的な時期や方法を定めた上で、保護者等との意見交換を実施すること。
- (2) 大芦小学校と吹上小学校との再編に関しては、保護者等との意見交換を実施し、その内容を踏まえた上で、具体的な時期や方法について定めること。
- (3) 小谷小学校と吹上小学校との再編に関しては、保護者等との意見交換を実施し、その内容を踏まえた上で、通学区域の変更も含めて、具体的な時期や方法について定めること。
- (4) 川里地域の各小学校の再編に関しては、川里中学校を含めた小中一貫校、または義務教育学校の設置に向けて、保護者等との意見交換を実施するとともに、具体的な内容について協議すること。
- (5) 取組を進める上では、「学校」に対してそれぞれの立場から、様々な想いがあるということ認識した上で、特に、教育環境を取り巻く課題に直面する子どもたちの保護者からの意見について配慮すること。

市内小・中学校の適正規模及び適正配置計画

【再編方針】

- ・国が示す学校規模の標準である12学級から18学級への取組の推進
- ・一つの小学校から同じ中学校への進学に向けた対応
- ・小中一貫校、または義務教育学校の設置

【通学区域の見直し】

以下の2点に基づき見直しを検討

1. 鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方
2. 通学区域の弾力化における対応など、保護者をはじめとした地域からの意見

【小学校の再編】小学校18校→小学校13校

「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」における学校の存置を検討する基準を踏まえ、令和4年4月1日時点で18校ある小学校を13校に再編。

対象校	場所	予定年度
常光小学校、鴻巣中央小学校	鴻巣中央小学校	令和6～9年度
大芦小学校、吹上小学校	吹上小学校	令和6～9年度
小谷小学校、吹上小学校	吹上小学校	令和6～9年度
屈巢小学校、共和小学校、広田小学校	川里中学校近辺 (新設)	令和10年度

【中学校の再編】

以下の2点に基づき見直しを検討

1. 「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」における学校の存置を検討する基準
2. 小学校再編の進捗状況

【経過の検証と見直し】

小・中学校の適正規模・適正配置の進捗に合わせて、子どもたちを取り巻く教育環境、保護者をはじめとした地域からの意見、教育施設の老朽化や維持管理費の変化、制度改正等を勘案しながら、経過を検証し、当該計画の見直しを実施。

【通学方法】

適正規模・適正配置により通学区域の見直しが行われた学校については、「鴻巣市スクールバス運行管理に関する要綱」に基づき、子どもたちの登下校の安全性への配慮や通学距離等を踏まえ、スクールバスの導入について検討。

【その他】

学校再編後の跡地の活用については、適正配置等に関する取組と併せて、地域からの意見等を踏まえた上で様々な活用方法を検討。